


後期高齢者医療制度の「資格確認書」の交付要件が変わります

後期高齢者医療制度に加入されている方は、マイナ保険証(健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード)の有無に関わらず、全員一律に「資格確認書」が交付されていますが、マイナ保険証の利用促進のため、8月から次のとおり交付要件が変わります。

	マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証をお持ちでない方
84歳以下 (令和8年8月1日時点)	「資格情報のお知らせ」を交付 ※「資格確認書」の交付をご希望の場合は申請が必要です。詳しくは、二次元コードを読み取りご確認ください。  市ホームページ	「資格確認書」を交付
85歳以上 (令和8年8月1日時点)	全員に「資格確認書」を交付	

▶問い合わせ 健康課保険年金担当(内線226・227)

固定資産税に関するお知らせ

固定資産税に関する家屋実地調査にご協力を

市では現在、家屋の新築・増築および取り壊し調査を行っています。調査には、職員が2人1組で伺いますのでご協力をお願いします。

なお、職員は職員証を携帯しています。職員証の提示がないなど不審に感じた場合は、税務課までご連絡ください。

家屋を取り壊したら届け出を

家屋を取り壊した場合には、「家屋取壊届出書」を税務課へ提出してください。また、登記してある家屋については、法務局で滅失登記の手続きを済ませてください。これらの手続きが行われない場合には、税務課で家屋の取り壊しが確認できないことがあります。

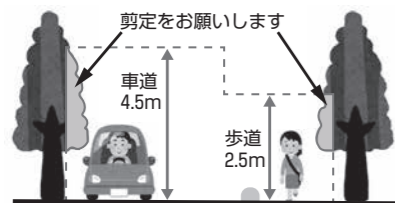
「家屋取壊届出書」は税務課で配布している他、市ホームページからダウンロードできます。また、行田市電子申請・届出サービスから届け出もできますので、ご利用ください。

▶問い合わせ 税務課資産税担当(内線234)

道路にはみ出た樹木などの管理をお願いします

私有地から車道や歩道に樹木や草がはみ出ていると、歩行者や自動車の通行に支障をきたし、事故の原因となる可能性があります。大変危険です。

はみ出た樹木が原因で事故につながった場合、所有者に損害賠償が発生することがあります。安心して道路を利用できるよう、樹木の剪定や伐採などを行い、適正な管理をお願いします。



▶問い合わせ 管理課☎550-1552

さいたま市で日本遺産などのPR展示を行いました

平成28年度に本市と武蔵野銀行で地方創生に係る包括連携協力に関する協定を締結したことを受けて、さいたま市にある武蔵野銀行本店 M's SQUARE(エムズスクエア)において、5月9日から5月27日までの間、日本遺産をはじめとした本市の観光や産業などの魅力を発信する展示を行いました。

また、同市のソニックシティホール1階の展示スペースでは、本市の日本遺産の紹介や、城下町行田の武家文化の側面を紹介する展示を6月24日(水)まで行っていますのでぜひご覧ください。

ソニックシティ展示

▶期間 6月24日(水)まで

▶場所 ソニックシティホール1階エントランス(さいたま市大宮区桜木町1-7-5)



武蔵野銀行本店 M's SQUARE での展示の様子



ソニックシティホール1階での展示の様子

▶問い合わせ 文化財保護課☎553-3581

特定健康診査・後期高齢者健康診査が始まります

生活習慣病は、自覚症状なく進行し、脳梗塞や心筋梗塞などを突然発症して重篤になることもあります。年1回の健診で自分の身体を知り、健康寿命を延ばしましょう。

▶受診期間 6月1日(月)～令和9年2月28日(日)

▶対象

健診名	対象	自己負担額
特定健康診査	令和8年4月1日までに行田市国民健康保険の加入手続きをされた40～74歳の方	無料
後期高齢者健康診査	埼玉県後期高齢者医療制度にご加入の方	無料

※健診の結果に応じて医師により治療が必要と判断された場合、治療に掛かる費用は自己負担となります。

▶場所・申し込み

	個別健診	集団健診
場所	市内指定医療機関	集団健診実施場所
申し込み	市内指定医療機関へ直接予約	健診予約ダイヤルへ電話またはWEBで予約

※集団健診は日程が決まっています。詳しくは、受診券に同封するパンフレットまたは市ホームページをご確認ください。なお、受診券が届かない場合や、令和8年4月2日以降に行田市国民健康保険に加入手続きをした方で特定健診の受診を希望される方は、健康課へご連絡ください。

▶その他

- ・特定健康診査・後期高齢者健康診査と市の助成を受ける人間ドック(併診ドック)の両方を受診することはできません。
- ・今年度内に75歳になる場合、特定健康診査は75歳の誕生日の前日までしか受診できません。75歳の誕生日以降は後期高齢者健康診査を受診してください。

▶問い合わせ 健康課(内線361～364)

生活習慣病重症化予防対策に基づく「糖尿病性腎症重症化予防対策事業」を実施します

市では、国民健康保険に加入されている方を対象に、医療機関受診状況(レセプトデータ)や特定健康診査の結果などから生活習慣病の重症化を予防するために、糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施しています。対象者には案内を送付しますので、ぜひご活用ください。

なお、この事業は、埼玉県と埼玉県国民健康保険団体連合会の共同で実施しています。事業内容は、次のとおりです。

保健指導(委託先:日本システム技術株式会社)

▶対象 現在、糖尿病で治療中の方

▶内容 食事や運動など、生活習慣を改善するための相談支援です。かかりつけ医と相談の上、ぜひご参加ください。

保健指導継続プログラム(委託先:日本システム技術株式会社)

▶対象 令和5年～7年度に本事業の6カ月間の保健指導プログラムを修了された方

▶内容 引き続き生活改善の相談支援を実施します。
※対象者には、委託先の「日本システム技術株式会社」から電話による参加の案内(☎0120-876-046)を実施しますのでご理解とご協力をお願いします。

受診案内(委託先:日本システム技術株式会社)

▶対象 糖尿病の治療が必要な方や治療を中断されている方

▶内容 医療機関への受診案内を送付しています。案内が届いた方は、医療機関へ受診をお願いします。
※受診案内が届いた方を対象にサポートセンター(☎0120-763-029)を開設しています。ご活用ください。

▶問い合わせ 健康課保健事業担当(内線361)